金融商品取引法等に関する留意事項について

（金融商品取引法等ガイドライン）

令和２年５月

金融庁企画市場局

【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

金商法・・・・・・・・・金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
金商法施行令・・・・・金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
定義府令・・・・・・・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第 14 号）
投信法・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
会社法・・・・・・・・・会社法（平成 17 年法律第 86 号）

本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

第１章　金融商品取引法

金商法第２条（定義）関係

（集団投資スキーム持分に該当しない場合）

２－１　従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち、定義府令第 16 条第１項第７号の２イからヘまでに掲げるすべての要件に該当する行為及び同号イ（１）又は（２）に掲げる買付けを行うことを内容とするスキームに係る権利は、金商法第２条第２項第５号に掲げる権利とはならないことに留意する。

（金商法施行令第１条の３の２第２号に該当する場合）

２－２　リース取引を業として行う者（以下２－２において「リース事業者」という。）が共同してリース取引に係る事業を行うことを約する契約に基づく権利に関し、リース事業者がリース取引に係る借主の審査及び管理並びにリース物件（リース取引により借主に使用させる物件をいう。）の管理その他のリース取引に係る重要な業務に従事する場合には、当該リース事業者は、金商法施行令第１条の３の２第２号ロに該当することに留意する。

（電子記録移転権利に該当する場合）

２－２－２　金商法第２条第３項に規定する電子記録移転権利は、電子的な方法によって事実上多くの投資者間で流通する可能性が生じることから、同項に規定する第一項有価証券とされている。電子記録移転権利に該当するか否かは、このような趣旨も踏まえ、個別具体的に判断する必要があるが、契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿（当該帳簿と連動した帳簿を含む。以下２－２－２において「電子帳簿」という。）の書換え（財産的価値の移転）と権利の移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する。例えば、あるアドレスから他のアドレスに移転されたトークン数量が記録されているブロックチェーンを利用する場合には、この記録されたトークン数量が財産的価値に該当する。ただし、電子帳簿の書換え（財産的価値の移転）と権利の移転が一連として行われる場合であっても、その電子帳簿が発行者等の内部で事務的に作成されているものにすぎず、取引の当事者又は媒介者が当該電子帳簿を参照することができないなど売主の権利保有状況を知り得る状態にない場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当しないことに留意する。

（投資助言・代理業となる行為に該当する場合）

２－３　厚生年金基金（厚生年金保険法第 106 条に規定する厚生年金基金をいう。以下２－３において同じ。）は、厚生年金基金令第 30 条第 3 項の規定により、投資一任業者との間で投資一任契約を締結する場合、投資判断の全部を一任することとされているが、この場合であっても、厚生年金基金との間で投資一任業者の選任その他の運用に関する事項に係るコンサルタント契約を締結し、有価証券の価値等（金商法第２条第８項第 11 号イに規定する有価証券の価値等をいう。）について助言を行うことは、金商法第２条第８項第 11 号に掲げる行為に該当することに留意する。

金商法第 166 条（会社関係者の禁止行為）関係

（公開買付け等に対抗するための上場会社等の要請に基づく買付けその他の有償の譲受けを行う場合）

166－１　上場会社等の取締役会（これに相当するものとして金商法施行令第 31 条の２で定める機関を含む。167－１において同じ。）が決定した要請（監査等委員会設置会社にあっては会社法第 399 条の 13 第５項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第６項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定した要請を含み、指名委員会等

設置会社にあっては同法第 416 条第４項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて執行役の決定した要請を含む。167－１において同じ。）が、公開買付け等（当該上場会社等の株券等（金商法第 27 条の２第１項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として金商法施行令第 31 条で定めるものをいう。166－２において同じ。）があることについての合理的な根拠に基づくものであり、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものである場合には、当該要請は、金商法第 166 条第６項第４号の規定による要請に該当することに留意する。

166－２　166－１の要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知りながら行う買付けその他の有償の譲受けは、金商法第 166 条第６項第４号の規定による買付けその他の有償の譲受けに該当しないことに留意する。

金商法第 167 条（公開買付者等関係者の禁止行為）関係

（公開買付け等に対抗するための上場等株券等の発行者の要請に基づく買付け等を行う場合）

167－１　上場等株券等の発行者の取締役会が決定した要請が、公開買付け等（当該上場等株券等の金商法第 27 条の２第１項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として金商法施行令第 31 条で定めるものをいう。）があることについての合理的な根拠に基づくものであり、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものである場合には、当該要請は、金商法第 167 条第５項第５号の規定による要請に該当することに留意する。

第２章　投資信託及び投資法人に関する法律

投信法第７条（証券投資信託以外の有価証券投資を目的とする信託の禁止）関係

（持株会等）

７－１　次に掲げる契約又は信託は、投信法第７条に規定する信託契約又は信託とはならないことに留意する。

①　持株会に係る契約又は信託（金商法施行令第１条の３の３第５号に規定する契約（定義府令第６条第２項に規定する要件を満たすものに限る。）、

定義府令第７条第１項第１号又は第２号に規定する契約、定義府令第 16 条第１項第７号の２イ（２）に規定する信託契約等）

② 従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち、定義府令第 16 条第１項第７号の２イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為に係る契約又は信託

平成21年９月９日　制定
平成24年３月27日　改正
平成24年12月13日　改正
平成27年９月２日　改正
令和２年５月１日　改正